



島根県報

平成29年8月18日（金）

第2,930号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任の届出	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（ " ）	2
土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	3
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（3件）	（中 小 企 業 課）	4

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	6
---------------	-------------	---

【特定調達公告】

統合サービシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	7
---	-----------	---

【選管公表】

政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表		9
------------------------	--	---

告 示**島根県告示第462号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成29年8月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
盛谷 直之	泌尿器科	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777番地12	平成29年7月31日
八杉 晶子	消化器内科	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777番地12	平成29年7月31日
織田 禎二	心臓血管外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成29年7月31日
福庭 暢彦	内科	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613	平成29年7月31日
溝上 達也	脳神経外科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1-1	平成29年7月31日

島根県告示第463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年8月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

奥出雲町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

奥原 徹 仁多郡奥出雲町三成197番地23

2 就任年月日

平成29年7月15日

島根県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年8月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

隠岐の島町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

高宮 守國 隠岐郡隠岐の島町都万1647

松森喜代治 隠岐郡隠岐の島町城北町212

眞野 明夫 隠岐郡隠岐の島町原田624
大西 修一 隠岐郡隠岐の島町原田1357-2
谷口 正 隠岐郡隠岐の島町下西487
金阪 幸彦 隠岐郡隠岐の島町北方870
吉田 正 隠岐郡隠岐の島町南方541
長谷川 聡 隠岐郡隠岐の島町中村415-3
長田 好人 隠岐郡隠岐の島町中村213-2
齋藤 茂 隠岐郡隠岐の島町都万3308

監事

遠藤 義光 隠岐郡隠岐の島町北方1428-2
村上 和廣 隠岐郡隠岐の島町原田434内1
山崎 泰郎 隠岐郡隠岐の島町都万3389

2 就任年月日

平成29年 7 月29日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

高宮 守國 隠岐郡隠岐の島町都万1647
松森喜代治 隠岐郡隠岐の島町城北町212
眞野 明夫 隠岐郡隠岐の島町原田624
大西 修一 隠岐郡隠岐の島町原田1357-2
谷口 正 隠岐郡隠岐の島町下西487
金阪 幸彦 隠岐郡隠岐の島町北方870
吉田 正 隠岐郡隠岐の島町南方541
長谷川 聡 隠岐郡隠岐の島町中村415-3
長田 好人 隠岐郡隠岐の島町中村213-2
齋藤 茂 隠岐郡隠岐の島町都万3308

監事

遠藤 義光 隠岐郡隠岐の島町北方1428-2
村上 和廣 隠岐郡隠岐の島町原田434内1
山崎 泰郎 隠岐郡隠岐の島町都万3389

島根県告示第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、隠岐の島町土地改良区の定款変更を平成29年8月10日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 8 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第466号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
安来市広瀬町東比田2745-71、2745-73、2745-75、2745-77、2745-79、2745-81、2745-83、2745-85、2745-87、2745-89、2745-92、2745-93、2745-95、2745-97、2745-99
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第467号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年 8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハウジングランドいない大田店 島根県大田市長久町長久40-1
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 範行 鳥取県倉吉市河原町1770
(変更後) 株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770
 - (4) 変更の年月日
平成29年 2月 1日
- 2 届出年月日
平成29年 7月31日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第468号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年 8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない安来飯島店 島根県安来市飯島町468-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社いない 代表取締役 稲井 範行 鳥取県倉吉市河原町1770

（変更後）株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770

(4) 変更の年月日

平成29年 2月 1日

2 届出年月日

平成29年 7月31日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市産業振興部商工観光課（安来市伯太町東母里580）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第469号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成29年 8 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない新三刀屋店 島根県雲南市三刀屋町下熊谷1758-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 範行 鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後) 株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770

(4) 変更の年月日

平成29年 2 月 1 日

2 届出年月日

平成29年 7 月31日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業振興部商工振興課（雲南市木次町里方521番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年 8 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市中津町字砂入108番 4、108番 5、108番 7、108番 9

面積 448.21平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市中津町108番地

高橋 彰

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年 8 月 18 日

島根県警察本部長 立 崎 正 夫

1 入札に付する事項

(1) 件名

統合サービシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年 3 月 1 日から平成36年 2 月 29日まで

(4) 委託期間

契約の日から平成30年 1 月 31日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセント（平成31年 9 月まで）及び10パーセント（平成31年10月から）に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成31年 9 月まで）及び110分の100（平成31年10月から）に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつて

も(1)から(5)までの要件を満たす者であること。

- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2241、2242

- (2) 入札説明会

行わない。

- (3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成29年8月18日（金）から同年9月13日（水）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

- (4) 入札書の提出期限

平成29年9月29日（金）午後2時（郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。）

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年9月29日（金） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 大会議室

ウ 開札 即時開札

- (6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter for tender : The contract which introduces the integrated server system, and the leasing contract of the system.

(2) Bid tendering Date : September 29, 2017, 2 : 00 p.m. (Bids by Post must be received by noon on September 29, 2017)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1, Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

選 挙 管 理 委 員 会 公 表

島根県選挙管理委員会公表第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県柔道整復師支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定により政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成28年島根県選挙管理委員会公表第1号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年 8 月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[政党] の表自由民主党島根県柔道整復師支部の項中「85,394」を「155,394」に、「75,000」を「145,000」に、「70,000」を「140,000」に改める。

[政党] の別表1中

「

日本柔道整復師連盟	70,000	東京都台東区
-----------	--------	--------

を

」

「

日本柔道整復師連盟	140,000	東京都台東区
-----------	---------	--------

に改める。

」